

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.038

処 分 名	搬出しようとする土壌に係る基準適合の認定をしない場合
処 分 の 概 要	要措置区域等内の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合するとの市長の確認を受けるための申請がされた際に、調査の方法が適切でない場合は、当該認定をしません。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項
処 分 基 準	◎市長は、要措置区域等から搬出しようとする土壌について、環境省令で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けるための申請がされた際に、調査の方法が適切でないと認められる場合は、当該認定をしません。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定め具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

(略)

土壌汚染対策法施行規則

(搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定)

第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 要措置区域等の所在地

三 認定調査の方法の種類

四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

- 一 掘削前調査の方法 第五十九条の二第六項の規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び第五十九条の二第五項から第八項までの規定により採取され、若しくは混合された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同条第四項の掘削対象単位区画内の土壌（当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）
- 二 掘削後調査の方法 前条第六項の規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び同条第九項の測定において同項の測定に係る土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係るロット

■関連法令

- ア 土壌汚染対策法施行規則第 59 条（搬出しようとする土壌の調査）
- イ 土壌汚染対策法施行規則第 59 条の 2（掘削前調査の方法）
- ウ 土壌汚染対策法施行規則第 59 条の 3（掘削後調査の方法）
- エ 土壌汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）
- オ 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壌溶出量基準）
- カ 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壌含有量基準）

■解釈文書等

- ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」
- イ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.039

処 分 名	要措置区域又は形質変更時要届出区域内的の汚染土壌の区域外への搬出届に係る措置命令
処 分 の 概 要	要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者から搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出をした者に対し、当該計画の是正を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第4項
処 分 基 準	<p>◎市長は要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者から搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、下記の各号に定める計画の是正を命ずることができます</p> <p>一 運搬の方法が環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。</p> <p>二 法に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - 二 当該汚染土壌の体積
 - 三 当該汚染土壌の運搬の方法
 - 四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
 - 五 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - 六 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地
 - 七 当該汚染土壌を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
 - 八 当該汚染土壌を第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
 - 九 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
 - 十 その他環境省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- 二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二條第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

■関連法令

- ア 土壤汚染対策法第 16 条第 1 項及び第 2 項（汚染土壌の搬出時の届出）
- イ 土壤汚染対策法第 17 条（運搬に関する基準）
- ウ 土壤汚染対策法第 18 条第 1 項（汚染土壌の処理の委託）
- エ 土壤汚染対策法第 20 条第 1 項（管理票）
- オ 土壤汚染対策法第 22 条（汚染土壌処理業）
- カ 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）
- キ 土壤汚染対策法施行規則第 59 条及び第 60 条（搬出しようとする土壌の調査及び基準に適合する旨の認定）
- ク 土壤汚染対策法施行規則第 61 条ないし第 63 条（汚染土壌の搬出の届出及び変更の届出）
- ケ 土壤汚染対策法施行規則第 65 条（運搬に関する基準）
- コ 土壤汚染対策法施行規則第 66 条及び第 67 条（管理票の交付及び記載事項等）
- サ 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 1 条（汚染土壌処理施設の種類）

■解釈文書等

- ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903017 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壌の運搬に関する基準等について」
- ウ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）
- エ 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.040

処 分 名	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置命令
処 分 の 概 要	法の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合または当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第19条
処 分 基 準	<p>◎市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p> <p>一 運搬に関する基準の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>二 汚染土壌の処理の委託の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壤汚染対策法

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

二 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第 16 条（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

イ 土壤汚染対策法第 17 条（運搬に関する基準）

エ 土壤汚染対策法第 18 条（汚染土壌の処理の委託）

オ 土壤汚染対策法第 20 条第 1 項ないし第 3 項（管理票）

カ 土壤汚染対策法第 22 条（汚染土壌処理業）

キ 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壤汚染対策法施行規則第 65 条（運搬に関する基準）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第 68 条（運搬受託者の記載事項）

コ 土壤汚染対策法施行規則第 69 条（管理票交付者への送付期限）

サ 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 1 条（汚染土壌処理施設の種類）

シ 汚染土壌処理業に関する省令第 5 条第 22 号ロ及び第 23 号（汚染土壌の処理に関する基準）

ス 汚染土壌処理業に関する省令第 13 条第 1 項第 1 号（許可の取消し等の場合の措置義務）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903017 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壌の運搬に関する基準等について」

ウ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関

する基準について」

エ 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.041

処 分 名	汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置命令
処 分 の 概 要	汚染土壌処理業者により環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第24条
処 分 基 準	<p>◎市長は、汚染土壌処理業者により環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第 16 条第 1 項 (汚染土壌の搬出時の届出)

イ 土壌汚染対策法第 20 条第 1 項及び第 4 項 (管理票)

ウ 土壌汚染対策法第 22 条第 1 項 (汚染土壌処理業の許可)

エ 土壌汚染対策法第 22 条第 6 項及び汚染土壌処理業に関する省令 (平成 21 年環境省令第 10 号) 第 5 条 (汚染土壌の処理に関する基準)

オ 土壌汚染対策法施行令第 10 条 (政令で定める市の長による事務の処理)

カ 土壌汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項及び別表第 2 (地下水基準)

キ 土壌汚染対策法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号及び別表第 3 (第二溶出量基準)

ク 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4 (土壌溶出量基準)

ケ 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5 (土壌含有量基準)

コ 汚染土壌処理業に関する省令第 2 条第 2 項第 28 号 (大気有害物質)

サ 汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号リ (公共用水域への排水基準、測定方法その他)

シ 汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号ヌ (下水道への排除基準、測定方法その他)

ス 汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号ヲ (大気有害物質の許容限度、測定方法その他)

セ 下水道法

ソ 下水道法施行令

タ 下水道法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準 (公共下水道管理者が定めたもの)

チ 大気汚染防止法

ツ 騒音規制法

テ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

ト 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

ナ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定

基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ヌ 水質汚濁防止法

ネ 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

ノ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、排水基準を定める条例（昭和 46 年埼玉県条例第 61 号）

ハ 悪臭防止法

ヒ 振動規制法

フ ダイオキシン類対策特別措置法

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

ホ 平成 15 年環境省告示第 17 号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）

マ 平成 22 年環境省告示第 24 号（汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件）

ミ 平成 22 年環境省告示第 25 号（大気有害物質の量の測定方法を定める件）

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」

ウ 有害大気汚染物質測定マニュアル（平成 31 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課）

エ 汚染土壤の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.042

処 分 名	汚染土壌処理業の許可の取り消し又は事業の全部停止若しくは一部停止の命令
処 分 の 概 要	汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保するものであるが、その基準に適合しないなど法が許可を取り消すべき場合等として定める要件に該当すると判断されるに至った場合には、許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第25条
処 分 基 準	<p>◎市長は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。</p> <p>一 汚染土壌処理業者が欠格要件に至ったとき。</p> <p>二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 汚染土壌の搬出等に関する規制の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により汚染土壌処理業の許可（許可の更新を含む。）又は汚染土壌処理業の変更の許可を受けたとき。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壤汚染対策法

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壤処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 汚染土壤処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第 22 条第 1 項（汚染土壤処理業の許可）

イ 土壤汚染対策法第 22 条第 3 項第 1 号、第 2 号並びに汚染土壤処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 4 条（汚染土壤処理業の許可の基準）

ウ 土壤汚染対策法第 23 条第 1 項（変更の許可）

エ 土壤汚染対策法第 4 章（汚染土壤の搬出等に関する規制）

オ 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」

ウ 汚染土壤の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.043

処 分 名	廃止若しくは取り消された許可に係る処理施設に対する措置命令
処 分 の 概 要	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければなりません。汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第27条第2項
処 分 基 準	<p>◎汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければなりません。市長は、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第2項(土壌汚染状況調査の定義)

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条(土壌汚染状況調査の方法)

ウ 土壌汚染対策法第6条(要措置区域の指定等)

エ 土壌汚染対策法第11条(形質変更時要届出区域の指定等)

オ 土壌汚染対策法第20条第1項及び第4項並びに汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第23号及び第24号(管理票)

カ 土壌汚染対策法第25条(許可の取消し)

キ 土壌汚染対策法第27条第1項及び処理業省令第13条(許可の取消し等の場合の措置義務)

ク 土壌汚染対策法施行令第10条(政令で定める市の長による事務の処理)

ケ 土壌汚染対策法施行規則第7条第1項及び規則別表第2(地下水基準)

コ 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び別表第4(土壌溶出量基準)

サ 汚染土壌処理業に関する省令第5条第20号(地下水の測定)

シ 平成15年環境省告示第16号(土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件)

ス 平成15年環境省告示第17号(地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件)

セ 平成15年環境省告示第18号(土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件)

ソ 平成15年環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)

タ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

チ 計量法

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」

ウ 汚染土壤の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.044

処 分 名	特定施設の騒音防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	法の規定による特定施設の設置等の届出があった場合並びに特定施設を設置する工場又は事業場において、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときに行う計画変更の勧告又は改善勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第12条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、その改善勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うべきことを命令することができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

騒音規制法

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.045

処 分 名	特定建設作業の騒音の防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	特定建設作業に伴って発生する騒音が規則で定める基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、必要な騒音の防止等に関する勧告を行い、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、騒音の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告し、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、騒音の防止の改善等を命令することができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

騒音規制法

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.046

処 分 名	特定施設の振動防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	法の規定による特定施設の設置等の届出があった場合並びに特定施設を設置する工場又は事業場において、発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときに行う計画変更の勧告又は改善勧告に従わないときは、期限を定めて、振動の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	振動規制法（昭和51年法律第64号）第12条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、その改善勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うべきことを命令することができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

振動規制法

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、四年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.047

処 分 名	特定建設作業の振動の防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	特定建設作業に伴って発生する振動が規則で定める基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、必要な振動の防止等に関する勧告を行い、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、振動の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	振動規制法（昭和51年法律第64号）第15条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告し、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、振動の防止の改善等を命令することができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

振動規制法

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.048

処 分 名	悪臭物質排出措置の改善命令
処 分 の 概 要	事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるときは、必要な限度において施設の運用改善、排出防止設備の改良等に関する勧告を行い、その勧告に従わないときに改善命令ができます。
根拠法令等・条項	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第8条第1項、第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置命令を行うことができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

悪臭防止法

(改善勧告及び改善命令)

第八条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

5 市町村長は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.049

処 分 名	悪臭に係る事故時の応急措置命令
処 分 の 概 要	規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、応急措置を講じ、その事故を速やかに復旧しなければならず、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急処置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第10条第3項
処 分 基 準	<p>規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならず、市長は、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急処置を講ずべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

悪臭防止法

(事故時の措置)

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.050

処 分 名	ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る計画変更命令等
処 分 の 概 要	ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更又は届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第56条
処 分 基 準	<p>ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更又は届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「規制基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(計画変更命令等)

第五十六条 知事は、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定による届出(ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出に限る。)があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更(第五十四条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第五十二条第一項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.051

処 分 名	排水水に係る改善命令、一時停止命令
処 分 の 概 要	市長は指定排水工場等に係る排水水を排出する者が規制基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、必要な限度で当該施設の公害防止の方法等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第59条第2項
処 分 基 準	<p>市長は指定排水工場等に係る排水水を排出する者が規制基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、必要な限度で当該施設の公害防止の方法等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(改善勧告及び改善命令等)

第五十九条 知事は、指定施設（炭化水素類に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）若しくは別表第五第一号に掲げる工場若しくは事業場から気化した炭化水素類若しくは有害大気汚染物質を排出する者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は別表第五第二号に掲げる工場若しくは事業場から排水を排出する者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な限度において、当該指定施設又は有害大気汚染物質若しくは汚水等を排出している施設の公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、第五十五条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設若しくは有害大気汚染物質若しくは汚水等を排出している施設の公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設若しくは当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(略)

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.052

処 分 名	指定工場等に係る改善命令、一時停止命令
処 分 の 概 要	指定騒音工場等、指定振動工場等、指定悪臭工場等若しくは作業場等で発生する騒音・振動又は悪臭が規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第59条第4項
処 分 基 準	<p>市長は指定騒音工場等、指定振動工場等、指定悪臭工場等若しくは作業場等で発生する騒音・振動又は悪臭が規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

第五十九条 (略)

3 知事は、規制地域内に設置されている指定騒音工場等、指定振動工場等若しくは指定悪臭工場等又は別表第六に掲げる作業場等（以下この項において「指定工場等」という。）において発生する騒音、振動又は悪臭が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該指定工場等を設置し、又は当該作業場等において作業を行っている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 知事は、第五十五条第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設（騒音又は振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置し、若しくは指定騒音作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、同条第二項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用若しくは指定騒音作業の一時停止を命ずることができる。

5 前二項の規定は、第五十三条第二項又は第三項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同条第二項若しくは第三項に規定する規制地域となった日又は同条第二項若しくは第三項に規定する指定施設若しくは指定騒音作業となった日から一年間は、適用しない。ただし、その者が第五十四条第一項の規定による届出（騒音若しくは振動に係る指定施設又は指定騒音作業に係るものに限る。）をした場合において当該届出の日から三十日を経過したときは、この限りでない。

6 第四項の規定は、一の地域が規制地域となった際現にその地域内に指定悪臭工場等を設置している者又は一の工場若しくは事業場が指定悪臭工場等となった際現に規制地域内においてその工場若しくは事業場を設置している者については、その地域が規制地域となった日又はその工場若しくは事業場が指定悪臭工場等となった日から一年間は、適用しない。

7 第四項の規定は、規制基準が強化された際現にその強化される前の規制基準に適合している指定悪臭工場等を設置している者については、その強化された日から一年間は、適用しない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.053

処 分 名	指定施設（ばい煙・粉じん・汚水等）、指定土木建設作業に係る改善命令、一時停止命令
処 分 の 概 要	指定施設（ばい煙・粉じん・汚水等）、指定土木建設作業で規制基準に適合・遵守等しないと認めるときは、改善又は一時停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第60条第1項
処 分 基 準	<p>市長は、ばい煙に係る指定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者が、ばい煙の量又は濃度に係る規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、若しくはばい煙の量又は濃度に係る規制基準を遵守していないと認めるとき、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は汚水等に係る指定施設を設置している工場若しくは事業場から排出水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「規制基準に適合・遵守しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(改善命令等)

第六十条 知事は、指定施設（ばい煙に係るものに限る。）において発生するばい煙を大気中に排出する者が、規制基準（ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。）に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、若しくは規制基準（ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。）を遵守していないと認めるとき、指定施設（粉じんに係るものに限る。）を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は指定施設（汚水等に係るものに限る。）を設置している工場若しくは事業場から排水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第五十条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.054

処 分 名	焼却停止の命令
処 分 の 概 要	野外焼却等の禁止の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わないときは、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第62条第2項
処 分 基 準	<p>市長は、野外焼却等の禁止の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(焼却停止の勧告及び命令)

第六十二条 知事は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.055

処 分 名	深夜営業騒音等の改善命令、停止命令
処 分 の 概 要	<p>夜間営業騒音の規制の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善を命ずることができます。</p> <p>また、深夜の音響機器の使用の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、違反する行為の停止を勧告することができ、勧告に従わない場合は停止を命ずることができます。</p>
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第67条第3項、第4項
処 分 基 準	<p>市長は、夜間営業騒音の規制の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善を命ずることができます。</p> <p>また、深夜の音響機器の使用の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、深夜の音響機器の使用の規定に違反する行為の停止を勧告することができ、勧告に従わない場合は停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(深夜営業騒音等の規制)

第六十六条 夜間において別表第七に掲げる営業を行う者は、当該営業に係る夜間における騒音について、規則で定める区域の区分ごとに規則で定める基準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。

2 静穏の保持を特に必要とする区域として規則で定める区域内において別表第七に掲げる営業を行う者は、深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。）において、当該営業を行う場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(改善勧告及び改善命令等)

第六十七条 知事は、前条第一項の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条第二項の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、同項の規定に違反する行為の停止を勧告することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、前条第二項の規定に違反する行為の停止を命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.056

処 分 名	拡声機の使用変更命令
処 分 の 概 要	商業宣伝を目的とする拡声機の使用が基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は変更すべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第68条第3項
処 分 基 準	<p>市長は、商業宣伝を目的とする拡声機の使用が基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は拡声機の使用の方法等を変更すべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(拡声機の使用の規制等)

第六十八条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用の方法、時間等について、規則で定める使用に係る基準を遵守しなければならない。

2 知事は、商業宣伝を目的とする拡声機の使用が前項に規定する基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを命ずることができる。

4 何人も、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）から、機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、知事が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.057

処 分 名	汚染土壌の処理に関する命令
処 分 の 概 要	特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、汚染した土壌の処理に関する計画を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第78条第1項
処 分 基 準	<p>市長は、特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、汚染した土壌の処理に関する計画を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(汚染土壌の処理に関する命令)

第七十八条 知事は、特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染した土壌の処理に関する計画（以下この条において「汚染処理計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染処理計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により汚染処理計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染した土壌の処理が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.058

処 分 名	汚染拡散防止の措置の命令
処 分 の 概 要	特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況の調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が基準を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第79条第2項
処 分 基 準	<p>市長は、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況の調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「土壌汚染基準を超えていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置)

第七十九条 特定有害物質取扱事業者は、その特定有害物質取扱事業所を廃止し、又は当該特定有害物質取扱事業所の建物の全部若しくは建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却するときは、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準（以下この条及び次条において「土壌汚染基準」という。）を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画（以下この条及び次条において「汚染拡散防止計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染拡散防止計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、特定有害物質取扱事業者が土壌の汚染の状況の調査又は汚染した土壌の拡散の防止に係る措置を行わずに第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物の除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下この項及び第八十一条において同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者は、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、当該調査又は当該措置を講じなければならない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.059

処 分 名	地下水の水質の浄化に係る命令
処 分 の 概 要	特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができます。また、特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者に対しても、措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第83条第1項、第2項
処 分 基 準	<p>市長は、特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができます。また、特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者に対しても、措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(地下水の水質の浄化に係る命令)

第八十三条 知事は、特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 特定有害物質取扱事業者（特定有害物質取扱事業所又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、その特定有害物質取扱事業所について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.060

処 分 名	水質の汚濁に関する緊急時の措置命令
処 分 の 概 要	公共用水域の一部の区域について、異常な濁水等により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第107条第2項
処 分 基 準	<p>市長は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(水質の汚濁に関する緊急時の措置)

第一百七条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知しなければならない。

2 知事は、前項の事態が発生したときは、規則で定めるところにより、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.061

処 分 名	汚水等に係る事故時の措置命令
処 分 の 概 要	事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、汚水等の引き続く排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない、応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第109条第3項
処 分 基 準	<p>事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、汚水等の引き続く排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない、応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(事故時の措置)

第百九条 事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、大気汚染の原因となる物質で規則で定めるものが大気中に排出され、又は汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該物質又は汚水等の引き続く排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 事業者は、前項の事故が発生したときは、直ちに、その事故の状況を知事に通報するとともに、規則で定めるところにより、講じた措置の概要を速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.062

<p>処 分 名</p>	<p>灯油等の流出・浸透防止措置命令</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>灯油等を、一日当たりそれぞれ条例に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう予防上の必要な措置をとらなければならない、予防措置をとらないとき、又は措置が適当でないと認めるときは、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができません。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第110条第2項</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>市長は、灯油等を、一日当たりそれぞれ条例に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう知事が定める予防上の必要な措置をとらなければならない、予防措置をとらないとき、又はそのとった措置が適当でないと認めるときは、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「予防措置をとらないとき、又はそのとった措置が適当でないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）</p>
<p>備 考</p>	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(灯油等の流出又は浸透の防止)

第百十条 別表第九各号に掲げる油（以下この条において「灯油等」という。）を、一日当たりそれぞれ当該各号に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう知事が定める予防上の必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の者が同項の措置をとらないとき、又はそのとった措置が適当でないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.063

処 分 名	公害防止監督者等の解任命令
処 分 の 概 要	公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は埼玉県生活環境保全条例若しくは埼玉県生活環境保全条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命令することができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第118条第1項
処 分 基 準	<p>市長は、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は埼玉県生活環境保全条例若しくは埼玉県生活環境保全条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命ずることができます。</p> <p>市で行う命令は、騒音のみ、振動のみ、騒音・振動のみに該当する工場又は事業場、大気に該当する事業場、水質に該当する工場又は事業場です。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

(公害防止監督者等の解任命令等)

第百十八条 知事は、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

(略)

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(規則で定める指定工場等)

第四条 条例別表第百十二項第一号 6 及び 7、第二号 6 及び 7、第三号 7 及び 8、第四号 7 及び 8、第五号 6 及び 7、第六号 6 及び 7、第七号 13 及び 14 並びに第十三号に規定する別に規則で定める指定工場等は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

(略)

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.064

処 分 名	春日部市ペット霊園設置（変更）不許可
処 分 の 概 要	ペット霊園を設置（変更）しようとする者は、市の許可を受けなければなりません。申請に対し、許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 4 条第 3 項
処 分 基 準	<p>ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置として、墓地・火葬場の設置場所の基準及び墓地・納骨堂・火葬場の施設の基準に基づき審査を行ない、許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知するものです。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 2 9 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(ペット霊園の許可等)

第4条

2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の許可の申請があった場合において、当該申請に係るペット霊園が永続的に設置される見込みがないときは、当該許可をしない。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第9条 ペット霊園を設置する場所は、当該ペット霊園を設置しようとする者(地方公共団体を除く。)が、自ら所有する土地でなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

第10条 墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 河川(河川法・・・)から墓地までの距離が、おおむね20メートル以上であること。

(2) 住宅、公園(都市公園法・・・)から墓地までの距離が、おおむね100メートル以上であること。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

2 墓地を設置した後において、・・・住宅等を設置した場合にあっては、同号の規定は適用しない。

3 規則で定める同意を示す書類が提出された場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1項第2号の規定は適用しない。

(墓地の施設の基準)

第11条 墓地には、次に掲げる施設を設けなければならない。

(1) 墓地の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンス

(2) 各墳墓に接続するアスファルト、コンクリート、石等で築造された幅員1メートル以上の通路

(3) 雨水又は汚水に係る排水設備

(4) 給水設備、ごみ処理のための施設及び駐車場

(5) 管理事務所(管理事務所が敷地外に設けられている場合であって、管理上支障がないと市長が認めるときを除く。)

2 墳墓は、ペットの死体の焼骨を埋蔵するものでなければならない。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則
(結果通知書の交付等)

第9条 市長は、前4条に規定する事前協議等が終了したときは、計画者に対し、春日部市ペット霊園設置(変更)計画協議審査結果通知書(様式第8号。以下「結果通知書」という。)を交付するものとする。

2 計画者は、結果通知書を受け取った後に、当該ペット霊園の計画に係る造成、建設その他の行為を行うものとする。

(許可書等)

第10条 条例第4条第3項に規定する通知は、許可をした場合にあっては春日部市ペット霊園設置(変更)許可書(様式第9号)により、許可をしないこととした場合にあっては春日部市ペット霊園設置(変更)不許可通知書(様式第10号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.065

処 分 名	春日部市ペット霊園完了検査不合格通知
処 分 の 概 要	計画の内容及び審査基準に基づき完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨を書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあっては基準に適合していない箇所について通知するものです。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 15 条第 2 項
処 分 基 準	<p>工事完了届を受理し、当該ペット霊園について、計画の内容及び審査基準に基づき速やかに完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨をペット霊園の設置者に書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあっては基準に適合していない箇所について通知するものです。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(工事完了届及び完了検査)

第15条 ペット霊園の設置の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査(この条において「完了検査」という。)を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該ペット霊園について、同項の許可に係る計画の内容及びこの条例に定める基準に基づき速やかに完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨をペット霊園の設置者に書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあってはこの条例に定める基準に適合していない箇所について通知するものとする。

3 設置者は、前項の完了検査の合格に係る通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(工事完了届及び完了検査合格通知)

第13条 条例第15条第1項の規定によりペット霊園の工事の完了に係る届出をし、及び完了検査を受けようとする者は、春日部市ペット霊園工事完了届(様式第15号)に地積測量図を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項に規定する完了検査の合格に係る通知は、春日部市ペット霊園完了検査合格通知書(様式第16号)により行うものとする。

3 条例第15条第2項に規定する完了検査の不合格に係る通知は、春日部市ペット霊園完了検査不合格通知書(様式第17号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.066

処 分 名	春日部市ペット霊園改善勧告
処 分 の 概 要	当該ペット霊園の使用、維持管理、移動火葬炉の使用場所等に違反があった場合、必要な措置を講じ、規定に従うよう勧告することができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 2 4 条
処 分 基 準	<p>設置者が工事完了検査を受けずに当該霊園を使用したときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。また、許可のない場所で移動火葬車により火葬したとき、火葬炉等の施設について基準に常に適合するよう維持管理されていないときに、必要な措置を講じ、規定に従うよう勧告することができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(工事完了届及び完了検査)

第15条 ペット霊園の設置の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査(この条において「完了検査」という。)を受けなければならない。

(省略)

3 設置者は、前項の完了検査の合格に係る通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

第17条 移動火葬車により火葬をする者は、当該火葬をするときは、第4条第1項又は第2項の許可を受けた火葬場で行わなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(維持管理)

第18条 設置者及び管理者(以下「設置者等」という。)は、ペット霊園が第11条、第12条及び第14条の規定に定める基準に常に適合するよう維持管理しなければならない。

2 設置者等は、火葬炉がある場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火葬炉から発生した灰を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物として適正に処理すること。

(2) 火葬炉から排出したばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録し、及び市長から求められた場合に提示できるようにしておくこと。

(改善勧告)

第24条 市長は、設置者が第15条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設置者等が第18条の規定に違反したときは、これらの者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、移動火葬車により火葬をする者が第17条第1項の規定に違反していたときは、その者に対し、同条の規定に従うべきことを勧告することができる。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善勧告)

第21条 条例第24条の規定による改善勧告は、春日部市ペット霊園改善勧告書(様式第24号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.067

処 分 名	春日部市ペット霊園改善命令
処 分 の 概 要	改善勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 25 条
処 分 基 準	<p>当該ペット霊園の使用、維持管理について勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。また、移動火葬炉の使用場所等に違反があり勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(改善勧告)

第24条 市長は、設置者が第15条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設置者等が第18条の規定に違反したときは、これらの者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、移動火葬車により火葬をする者が第17条第1項の規定に違反していたときは、その者に対し、同条の規定に従うべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善勧告)

第21条 条例第24条の規定による改善勧告は、春日部市ペット霊園改善勧告書(様式第24号)により行うものとする。

(改善命令)

第22条 条例第25条の規定による改善命令は、春日部市ペット霊園改善命令書(様式第25号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.068

処 分 名	春日部市ペット霊園許可の取り消し
処 分 の 概 要	不正な手段によりペット霊園の設置（変更）許可を受けた者及び改善命令に従わない者の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 26 条
処 分 基 準	<p>偽りその他不正の手段によりペット霊園の設置又は墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可を受けた者及び改善命令に従わない者の許可を取り消すことができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(ペット霊園の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。

(省略)

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者

(2) 前条の規定による命令に従わない者

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善命令)

第22条 条例第25条の規定による改善命令は、春日部市ペット霊園改善命令書(様式第25号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第23条 条例第26条の規定による許可の取消しは、春日部市ペット霊園許可取消書(様式第26号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.069

処 分 名	春日部市ペット霊園使用禁止等命令
処 分 の 概 要	許可を受けないでペット霊園の設置を設置した者及び墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者、改善命令に従わない者及び許可を取り消された者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命ずることができます
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 27 条
処 分 基 準	<p>許可を受けないでペット霊園を設置した者、許可を受けないで墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者、改善命令に従わない者及び許可を取り消された者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(ペット霊園の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。(省略)

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者

(2) 前条の規定による命令に従わない者

(使用禁止命令等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けずにペット霊園を設置した者

(2) 第4条第2項の許可を受けずに墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者

(3) 第25条第1項の規定による命令に従わない者

(4) 前条の規定により許可を取り消された者

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善命令)

第22条 条例第25条の規定による改善命令は、春日部市ペット霊園改善命令書(様式第25号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第23条 条例第26条の規定による許可の取消しは、春日部市ペット霊園許可取消書(様式第26号)により行うものとする。

(使用禁止命令等)

第24条 条例第27条の規定による使用の禁止、除却又は火葬の中止の命令は、春日部市ペット霊園使用禁止等命令書(様式第27号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.070

処 分 名	春日部市ペット霊園公表事前通知
処 分 の 概 要	ペット霊園の使用禁止等命令を受けたものが命令に従わないときに、その旨を公表することができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 28 条
処 分 基 準	<p>使用禁止等命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができます。また、公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければなりません。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(使用禁止命令等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項の許可を受けずにペット霊園を設置した者
- (2) 第4条第2項の許可を受けずに墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者
- (3) 第25条第1項の規定による命令に従わない者
- (4) 前条の規定により許可を取り消された者

(公表)

第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(使用禁止命令等)

第24条 条例第27条の規定による使用の禁止、除却又は火葬の中止の命令は、春日部市ペット霊園使用禁止等命令書(様式第27号)により行うものとする。

(公表)

第25条 条例第28条第1項の規定による公表は、公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

- 2 条例第28条第2項の規定による通知は、春日部市ペット霊園公表事前通知書(様式第28号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.071

処 分 名	土砂のたい積の許可の取消し
処 分 の 概 要	土砂のたい積の許可を受けた者が、不正な手段により、土砂たい積等の許可を受けたとき、土砂たい積の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき、土砂たい積の許可に係る土砂のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき、土砂たい積の許可の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき、土砂たい積の許可等の条件に違反したとき、土砂たい積の変更の許可の規定に違反して変更の許可を受けないで土砂のたい積を行ったとき、土砂たい積に係る措置命令に違反したときに該当するときは、当該許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）第11条
処 分 基 準	<p>市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 不正な手段により、土砂たい積等の許可を受けたとき。2 土砂たい積の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。3 土砂たい積の許可に係る土砂のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。4 土砂たい積の許可の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。5 土砂たい積の許可等の条件に違反したとき。6 土砂たい積の変更の許可の規定に違反して変更の許可を受けないで土砂のたい積を行ったとき。7 土砂たい積に係る措置命令に違反したとき。 <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

(許可の取消し)

第11条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。
- (3) 第6条第1項の許可に係る土砂のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。
- (4) 第8条第1項の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。
- (5) 第8条第3項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。
- (6) 第9条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂のたい積を行ったとき。
- (7) 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.072

処 分 名	土砂のたい積の改善、停止、措置命令
処 分 の 概 要	許可事業者が適切に土砂のたい積を行っていない場合、土壌基準を遵守しない場合などは、停止や措置の命令を行います。土砂のたい積の許可等を受けずに土砂のたい積を行った者に対し、土砂のたい積の中止、必要な措置の命令を行います。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）第19条第1項、第2項、第3項
処 分 基 準	<p>市長は、許可事業者が土砂のたい積許可（変更許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができます。また、土砂のたい積の許可、変更の許可の規定に違反して土砂のたい積を行った者に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。また、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認めるときは、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

(措置命令)

第19条 市長は、許可事業者が当該許可（第9条第1項の許可を受けた者に対しては、その許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者（当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認めるとき（第16条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第16条ただし書の確認を受けた許可事業者がその後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.073

処 分 名	土砂のたい積の停止、措置命令
処 分 の 概 要	土壌基準の確認を受けた許可事業者が人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置の命令を行います。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）第19条第4項
処 分 基 準	<p>市長は、土壌基準の確認を受けた許可事業者がその後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

(措置命令)

第 19 条 市長は、許可事業者が当該許可（第 9 条第 1 項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して土砂のたい積を行った者（当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認めるとき（第 16 条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第 16 条ただし書の確認を受けた許可事業者がその後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。